君津市地域防災計画

【総則編】

【総則編】目　次

第１章　総則 ..... 総則編 1-1-1
第１節　計画の方針 ..... 総則編 1-1-1
第１　計画の目的 ..... 総則編 1-1-1
第２　計画の性格及び範囲 ..... 総則編 1-1-1
第３　他の計画との関係 ..... 総則編 1-1-1
第４　計画の修正 ..... 総則編 1-1-2
第２節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 ..... 総則編 1-2-1
第１　市 ..... 総則編 1-2-1
第２　千葉県 ..... 総則編 1-2-1
第３　指定地方行政機関 ..... 総則編 1-2-2
第４　自衛隊 ..... 総則編 1-2-5
第５　指定公共機関 ..... 総則編 1-2-6
第６　指定地方公共機関 ..... 総則編 1-2-7
第７　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者 ..... 総則編 1-2-8
第８　市民及び事業所等 ..... 総則編 1-2-9
第３節　本市の地勢概要 ..... 総則編 1-3-1
第１　自然的特性 ..... 総則編 1-3-1
第２　社会環境 ..... 総則編 1-3-3
第３　災害特性 ..... 総則編 1-3-4
第４　災害履歴 ..... 総則編 1-3-4
第４節　地震・津波・風水害の想定 ..... 総則編 1-4-1
第１　地震被害想定 ..... 総則編 1-4-1
第２　津波浸水想定 ..... 総則編 1-4-5
第３　風水害の想定 ..... 総則編 1-4-5
第５節　防災ビジョン ..... 総則編 1-5-1
第１　計画の理念 ..... 総則編 1-5-1
第２　計画の理念の実現のための重点施策 ..... 総則編 1-5-1
第３　災害対策の基本的視点 ..... 総則編 1-5-2

第１章　総則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、君津市防災会議が作成する計画であって、君津市、関係機関及び市民が総力を結集し、平時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定め、これにより、市域に存する人々の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第２　計画の性格及び範囲

１　計画の性格

(1)　この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、関係機関の処理すべき事務又は業務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

(2)　この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事業又は業務を有機的に結合した計画である。

(3)　この計画は、防災に関する科学的研究の成果並びに災害発生状況と災害対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

２　この計画で扱う災害の範囲

この計画では、風水害、震災及び大規模事故等に係る対応について扱う。

第３　他の計画との関係

１　君津市総合計画との関係

君津市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の３層から構成され、市の将来ビジョンやその実現に向けた取組の方向性を示す、まちづくりにおける最上位の計画として位置づけられている。

市の各分野の計画は、原則として総合計画の内容を踏まえて策定しており、地域防災計画は、防災の分野から、君津市総合計画で定める目標を実現していく計画である。

２　防災基本計画、千葉県地域防災計画、防災業務計画との関係

君津市地域防災計画は、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画と矛盾・抵触することがないよう策定するものであり、地域の特性や市・市民の自衛のための役割を踏まえた点で、市独自の計画としての性格を有するものである。また、防災関係機関の防災業務計画と、互いに連携して行えるよう定める。

３　君津市消防計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき策定されるもので、市域に係る災害から市民及び市域に存する人々の生命、身体、財産を守ることを目的とする総合的計画である。

一方、消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、火災・水災・地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

そこで消防計画の性格は、次のようにまとめることができる。

○　消防機関が定める計画であり、対象は消防機関にほぼ限定されるが、詳細な定めがなされている。
○　住宅火災など比較的小規模な災害に対しても平時の組織として迅速に対応するための計画であり、災害の程度・推移に応じて、地域防災計画の実施に有機的に移行することができる計画である。

４　地区防災計画との関係等

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第２項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、君津市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは、速やかに修正するものとする。

したがって、防災関係機関は、自己の所管する事項について検討し、計画修正案を君津市防災会議（事務局：君津市総務部危機管理課）に提出するものとする。

第２節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。また、各機関は、平時からのコミュニケーションをとり、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものとする。

第１　市

１　君津市防災会議及び君津市災害対策本部に関すること
２　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
３　災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
４　災害の防除と拡大の防止に関すること
５　救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること
６　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
７　被災産業に対する融資等の対策に関すること
８　被災市営施設の応急対策に関すること
９　災害時における文教対策に関すること
10　災害対策要員の動員、雇上げに関すること
11　災害時における交通、輸送の確保に関すること
12　被災施設の復旧に関すること
13　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
14　被災者の生活再建支援に関すること
15　災害時における一般廃棄物等の処理に関すること

第２　千葉県

１　千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
２　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
３　災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
４　災害の防除と拡大の防止に関すること
５　災害時における防疫その他保健衛生に関すること
６　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
７　被災産業に対する融資等の対策に関すること
８　被災県営施設の応急対策に関すること
９　災害時における文教対策に関すること
10　災害時における社会秩序の維持に関すること
11　災害対策要員の動員、雇上げに関すること
12　災害時における交通、輸送の確保に関すること
13　被災施設の復旧に関すること
14　市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
15　災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
16　災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること

17　被災者の生活再建支援に関すること
18　市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
19　災害時における一般破棄物等の処理の支援に関すること

（君津地域振興事務所）
(1) 支部内の連絡調整に関すること
(2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること
(3) 君津市が処理する事務、事業の指導及び連絡調整に関すること
(4) 災害救助についての応援に関すること

（君津保健所（健康福祉センター））
(1) 医療助産に関すること
(2) 災害救助に係る連絡・調整に関すること
(3) 防疫その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること
(4) 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること
(5) 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること

（君津土木事務所）
(1) 県管理に係る河川、道路及び橋梁、ダム等の保全に関すること
(2) 水防に関すること
(3) 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること
(4) その他土木関係の災害対策に関すること
(5) 災害救助についての応援に関すること

（木更津港湾事務所）
災害時における港湾施設等の保全に関すること

（君津農業事務所）
(1) 農地、農業用施設の防災及び災害復旧に関すること
(2) 農産物等の被害調査に関すること
(3) 災害応急対策の指導及び各種相談に関すること
（南房総教育事務所）
(1) 災害時における文教対策の指導に関すること

（君津警察署）
(1) 災害時の警備に関すること
(2) 被災者の救出及び避難に関すること
(3) 行方不明者及び死体の捜索並びに検視に関すること
(4) 交通規制及び緊急通行車両の確認に関すること
(5) 犯罪の予防その他治安の維持に関すること

第３　指定地方行政機関

１　関東管区警察局
(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
(2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること

(3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
(4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
(5) 津波警報等の伝達に関すること

2 関東財務局（千葉財務事務所）

(1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
(2) 融資関係
① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
(3) 国有財産関係
① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
① 災害関係の融資に関すること
② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
③ 手形交換、休日営業等に関すること
④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
⑤ 営業停止等における対応に関すること

3 関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
(2) 関係職員の派遣に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること

4 関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
(2) 応急用食料・物資の支援に関すること
(3) 食品の需要・価格動向の調査に関すること
(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(10)被害農業者に対する金融対策に関すること

５　関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

６　関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(3) 被災中小企業の振興に関すること

７　第三管区海上保安本部（千葉海上保安部木更津海上保安署）

(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
(2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通規制に関すること
(3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
(4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
(5) 給水、給電及び入浴等被災者の生活支援に関すること

８　東京管区気象台（銚子地方気象台）

(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表伝達及び解説に関すること
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関することに
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

９　関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
(2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

10　関東運輸局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
(3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
(4) 災害時における応急海上輸送に関すること
(5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

11　関東総合通信局

(1) 非常通信の確保及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること
(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

12　千葉労働局（木更津公共職業安定所）

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること

(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

13　関東地方整備局

(1) 災害予防

① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること

② 通信施設等の整備に関すること

③ 公共施設等の整備に関すること

④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること

⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること

⑥ 大規模地震対策の港湾施設による緊急輸送体系に関すること

⑦ 豪雪害の予防に関すること

(2) 災害応急対策

① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予報及び警報等に関すること

② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること

④ 災害時における復旧資材の確保に関すること

⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること

⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること

⑦ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること

⑧ 災害時相互協力に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生時、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

14　関東地方整備局千葉国道事務所

国道の維持修繕工事及び施設の保全に関すること

15　関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

(2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること

(3) 地殻変動の監視に関すること

(4) 災害教訓の伝承に関すること

第４　自衛隊

１　災害派遣の準備

(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること

(3) 防災資材の整備及び点検に関すること

(4) 君津市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

２　災害派遣の実施

(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
(2) 災害派遣時の救助活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第５　指定公共機関

１　日本郵便株式会社（君津郵便局）

(1) 災害時における郵便事業運営の確保
(2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
　① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関すること
　② 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
　③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
　④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分に関すること
　⑤ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
(3) 災害時における郵便窓口業務の維持に関すること

２　ＮＴＴ東日本株式会社千葉支店、株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店、ＮＴＴドコモビジネス株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

３　ＫＤＤＩ株式会社（東京支社）

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

４　ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

５　日本赤十字社千葉県支部

(1) 医療救護に関すること
(2) こころのケアに関すること
(3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
(4) 血液製剤の供給に関すること
(5) 義援金の受付及び配分に関すること
(6) その他応急対応に必要な業務に関すること

６　日本放送協会千葉放送局

(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
(4) 被災者の受信対策に関すること

７　東日本高速道路株式会社関東支社

(1) 有料道路の保全に関すること

(2) 有料道路の応急復旧工事の施工に関すること
(3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

8　東日本旅客鉄道株式会社房総事業本部事業推進部「君津駅」「久留里駅」
(1) 鉄道施設等の保全に関すること
(2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
(3) 帰宅困難者対策に関すること

9　東京ガスネットワーク株式会社千葉導管ネットワークセンター
(1) ガス供給施設の建設及び安全確保に関すること
(2) ガスの供給に関すること

10　日本貨物鉄道株式会社
(1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

11　日本通運株式会社千葉支店
(1) 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

12　東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社
(1) 災害時における電力の供給に関すること
(2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第６　指定地方公共機関

１　公益社団法人千葉県エルピーガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

２　一般社団法人千葉県医師会
(1) 医療及び助産活動に関すること
(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

３　一般社団法人千葉県歯科医師会
(1) 歯科医療活動に関すること
(2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

４　一般社団法人千葉県薬剤師会
(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
(2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
(3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

５　一般社団法人千葉県バス協会／一般社団法人千葉県トラック協会（君津支部）
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

６　千葉テレビ放送株式会社／株式会社ニッポン放送／株式会社ベイエフエム
(1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること

7　公益社団法人千葉県看護協会

(1) 医療救護活動に関すること

(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

第７　公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

１　君津商工会議所

(1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

(2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

(4) 災害時における物価安定への協力

２　病院等医療関係施設

(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること

(2) 災害時の病院等の収容者の保護及び誘導に関すること

(3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること

(4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

３　一般社団法人君津木更津医師会

(1) 医療及び助産活動に関すること

(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

４　一般社団法人君津木更津歯科医師会

(1) 歯科医療活動に関すること

(2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

５　NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会

(1) 医薬品の調達、供給に関すること

(2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

６　かずさエフエム株式会社

(1) 気象予報・警報等の放送による周知徹底に関すること

(2) 防災知識の普及に関すること

(3) 災害状況及び災害対策に関する報道に関すること

７　社会福祉施設

(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること

(2) 災害時における収容者の保護に関すること

８　社会福祉法人君津市社会福祉協議会

(1) 避難行動要支援者の支援に関すること

(2) 災害ボランティアに関すること

(3) 生活福祉資金貸付けに関すること

９　君津市農業協同組合

(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

(2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること

(3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること

(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
(5) 農作物の需給調整に関すること

10 千葉県森林組合（南部支部）
(1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
(2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

11 君津建設業協同組合
仮設住宅の建設、倒壊住宅等の撤去の協力に関すること

12 君津市管工事業協同組合
災害により破壊された水道施設の復旧の協力に関すること

13 君津造園建設業協同組合
地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置に関すること

14 千葉県石油商業協同組合君津支部
災害時における燃料等の供給に関すること

15 かずさ水道広域連合企業団
(1) 水道施設の被害調査に関すること
(2) 水道施設の応急対策に関すること
(3) 災害時の給水に関すること

16 君津市測量設計業協同組合
道路、河川、公園、避難所等及び甲が復旧を行う農地・農業施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復に関すること

17 千葉県弁護士会
災害が発生した場合において、千葉県弁護士会が被災者に対して行う法律相談等の円滑かつ適切な実施に関すること

第８ 市民及び事業所等

１ 市民
(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、最低３日、推奨１週間の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるように、地域コミュニティの形成に努めること
(2) 県及び市が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

２ 事業所
(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積

極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
(2) 集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保に努めること
(3) 事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めること
(4) 従業員や来客者等が帰宅困難となった場合に備え、一斉帰宅抑制のための従業員等の最低３日、推奨１週間の食料及び飲料水等の備蓄、施設等の安全性の確保及び安否確認手段の確保等に努めること。

３　自主防災組織等

(1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
(2) 情報の収集伝達に関すること
(3) 避難誘導、救出救護、避難所の運営に関すること
(4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
(5) 県、市が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

第３節　本市の地勢概要

第１　自然的特性

１　位置及び地勢

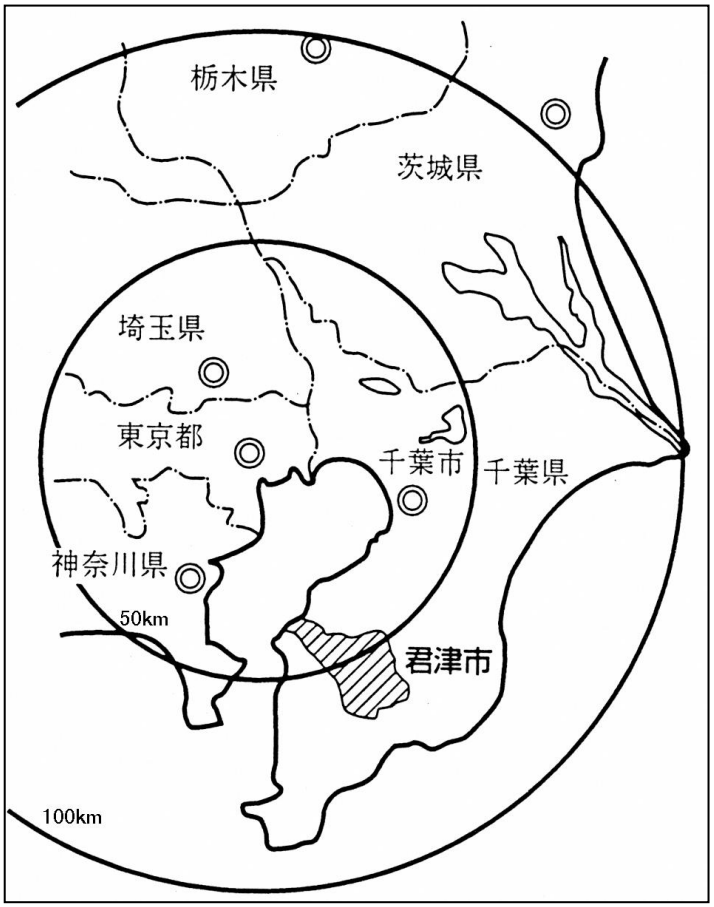
本市は、東京の 50km 圏内にあり、千葉県の中南部に位置し、東京湾に面している。東部は市原市、大多喜町、西部は富津市、南部は鴨川市、北部は木更津市に隣接している。周囲は 118.2km、面積 318.78km^2 に及ぶ広大な市域を有し、東部及び中央部に源を発する小櫃川（77.0km）と小糸川（65.3km）がそれぞれ東京湾に流入している。東南部地帯は、房総の屋根を代表する鹿野山、清澄山系の元清澄山などの山脈が連なり、山と谷の壮大な展望が見られ、中部地帯は平坦な沃野で水利に恵まれ、県下でも有数な穀倉地帯で豊かな緑の田園風景がひらけている。東京湾に面した北西地域には京葉臨海工業地帯の南部拠点の役割を担っている製鉄所と、整然と区画された市街地が広がっている。

■地勢概要

位置		面積	標高		広ぼう		周囲	海岸線
東経	北緯		最高	最低	東西	南北		
139° 54′ 09″	35° 19′ 50″	㎢ 318.78	m 379.0	m 0.5	km 27.3	km 22.6	km 118.2	km 9.0

（令和３年９月現在）

■位置図



2　地形・地質

本市は房総半島中部の鹿野山の北西部を占めている。東京湾に面した小糸川下流の海岸低地を除くとほとんど丘陵・山地で、丘陵・山間地域の間には小糸川・小櫃川沿いに低地が広がっている。地形的には山地、丘陵、台地、低地の４つに区分される。

房総半島の地質は、主として第三紀層と第四紀層とからなり、それらの地層は下から「三浦層群」「上総層群」「下総層群」に大きく分けられている。本市にはこれらの地層群がすべて分布している。下位の地層である「三浦層群」が一番南に東西方向に帯状に分布し、北に行くに従って上位の「上総層群」「下総層群」と分布している。また、丘陵を縫うように発達する小糸川・小櫃川の流域にはもっとも新しい沖積層が発達し、同河川沿いには数段の河岸段丘が発達している。

3　気象

本市の気候は、黒潮暖流の間接的な影響もあって、温暖湿潤な気候となっている。

(1) 降雨・降水量

降雨量は約 2,100(坂畑地域気象観測所)㎜と多く(2013 年から 2022 年のデータを平均した。)、その季節的変化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

(2) 風速・風向

秋から冬にかけては北東寄りの風が多く、春になると、南西風の割合が増え、夏は南西風が支配的になる。

また、風速においては、半島部にあることから、一般に風が強く、冬の季節風、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。また、秋と春に竜巻の発生がみられる。

4　本市周辺の活断層分布

房総半島には、北部の千葉市から船橋市にかけて「東京湾北縁（断層）」の存在が推定され、また、東京湾の海底に「東京湾北部断層」が存在するが、国においていずれも活断層ではないとの判断がなされている。南部には、鴨川地溝帯と呼ばれる東西に延びる低地帯があり、主な断層は、この地溝の南北両縁を限る断層の一部である。いずれも縦ずれの断層で、北縁は「鴨川地溝帯北断層」、南縁は「鴨川地溝帯南断層」、中央部は「嶺岡山北側」と称されているが、これらについても、活断層である可能性は極めて低いと予想されている。

■市周辺の活断層分布



（注）新編日本の活断層（活断層研究会、東京大学出版会、1991）に一部加筆

第２　社会環境

１　人口及び世帯数

本市は昭和 45 年に君津町、小糸町、清和村、小櫃村、上総町の５町村の合併により君津町となり、翌年９月１日、千葉県下で 25 番目に市制を施行した。人口、世帯数は平成７年までは共に増加していたが、近年人口は減少傾向に、世帯数は増加傾向にある。年齢別構成では、65 歳以上の高齢者人口が年々増加しており、市民の４人に１人が高齢者となっている。就業人口による産業構造は、第１次産業から第２次産業、第３次産業へと移行している。

■世帯数及び人口の推移表

年	世 帯 数	人　口	増　減　数	
			世帯数	人　口
平成２年	27,313 世帯	89,242 人	+ 2,882 世帯	+ 4,932 人
平成７年	30,433 世帯	93,216 人	+ 3,120 世帯	+ 3,974 人
平成 12 年	31,031 世帯	92,076 人	+ 598 世帯	− 1,104 人
平成 17 年	32,364 世帯	90,977 人	+ 1,333 世帯	− 1,099 人
平成 22 年	33,908 世帯	89,168 人	+1,544 世帯	- 1,809 人
平成 27 年	34,447 世帯	86,033 人	＋559 世帯	- 3,135 人
令和２年	35,266 世帯	82,206 人	＋819 世帯	- 3,827 人

資料：総務省統計局　国勢調査報告

■年齢別人口

年　　齢	総　　数	
０歳～14 歳	8,427 人	10.3%
15 歳～64 歳	45,829 人	55.7%
65 歳以上	26,366 人	32.1%
総　　計	82,206 人	100.0%

資料：総務省統計局　国勢調査報告（令和２年 10 月１日）
総計には、年齢不詳を含む。

２　土地利用

本市の臨海部は、日本製鉄株式会社を中心とした工業集積地域とそれを取りまくように商業集積地や住宅地などが形成され、都市化が進行している。内陸部は山地・丘陵地を中心に森林が多く、低地・段丘・丘陵地の緩斜面が水田及び畑として利用されているが、近年は宅地が増加している。

小糸川、小櫃川に沿った地域は、下流に進むに従って沖積層が広がり、特に小糸川下流域では 20ｍ以上の層厚の区域が広く分布しており、地震による液状化の危険度が高く、また、振動や地盤変状による家屋の倒壊や都市施設の被害が懸念される。

君津地区に市街化区域、小糸・久留里地区に集落地がある一方で、２つの河川と山地や丘陵地により市域が分断されているため、防災対策上からみても土地利用が課題となっている。

第３　災害特性

本市は、東部及び南部の丘陵・山岳地帯に源を発する小櫃川と小糸川が市内に貫流するとともに、不安定な急傾斜地や急勾配のある河川や山地が存在することから、過去に台風や集中豪雨による山くずれや洪水等の自然災害が発生している。

１　山地・丘陵・台地

市域南西部の標高約 250～350ｍの山地では、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水はん濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をもたらしているが、水源山地の荒廃に起因しているものが多い。

また、市域の大半を占める丘陵・台地の斜面においても、宅地開発等の影響もあり、土砂災害への脆弱性が高まっている。

■市域の主要山岳

山岳名	標高（m）	山岳名	標高（m）
鹿野山	379.0	大塚山	279.7
石尊山	347.8	富士山	285.0
八良塚	342.0	三石山	282.0
高宕山	330.0		

２　河川

市域を流れる小糸川、小櫃川の流域は、県下で最大の多雨地域で豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域であり、また、丘陵地では、ゴルフ場等の開発が多い地域である。上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、砂防河川に指定されている区域が多く、また、洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが建設されている。河川沿いの低地部の水田地帯で浸水被害が発生している。

３　臨海部

東京湾に面した北西地域では、海面に土地の造成が行われ京葉臨海工業地帯の南部拠点として製鉄所が立地しているとともに、漁港が整備されている。隣接する宅地を含め、高潮対策が特に重要視される。

第４　災害履歴

１　地震災害

本市を含む南関東地域は日本海溝沿いや相模トラフと呼ばれる相模湾～房総沖の海域などでしばしばマグニチュード８クラスの巨大な地震に襲われている。このほかにも、マグニチュード６クラスの地震によって比較的規模の小さい被害をたびたび被っている。本市は、近代に入ってからは、1923 年に関東地震により多大な被害を受けており、また、1987 年には千葉県東方沖地震によって少なからず被害を受けている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード 9.0 の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。

千葉県でも死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 270 人、建物全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（消防庁による。令和 6 年 6 月 30 日現在）。

本市では震度５弱を観測し、水道の断水が 446 戸で発生した。また、津波に伴う福島第一原子力発電

所事故により放射性物質の降下が発生し、観光業などにも被害を与えたため、東京電力福島第一原子力発電所事故等による観光業風評被害の賠償対象地域に指定された。

■本市の地震災害履歴

発生日時	災害種	災　害　の　様　子
1703 12.31 元禄 16.11.23	地　震 津　波	元禄地震 房総半島南方沖を震源とする大地震により、津波による大被害をもたらした。
1855 11.11 安政 2.10.2	地　震	安政地震（江戸地震） 貞元村、中野村などで多数の家屋や寺社の倒壊などを引き起こした。小糸川付きの道筋では、300 間ほどの地割れが生じている。
1923 大正 12.9.1	地　震	関東大震災 県内で最大震度 6 を観測。君津郡内町村では、死者 92 名、負傷者 414 名、全壊家屋 1,902 戸等の被害が発生。（現君津市内では死者 16 名） 千葉県内では、君津郡は安房郡に次いで大きな被害を受けた。
1987 昭和 62.12.17	地　震	千葉県東方沖地震 千葉市等で震度 5 を観測。市内で住家一部破損 827 棟等の被害が発生。
2011 平成 23.3.11	地　震	東日本大震災 君津市で震度 5 弱を観測。市内で一部損壊 9 棟、水道の断水 446 戸等の被害が発生。

出典：君津市史ほか

2　風水害

■本市の風水害履歴

発生日時	災害種	災　害　の　様　子
1690 年　元禄 3	洪　水	中富村が洪水により壊滅的な打撃をうけた。
1834 年　天保 5.8.14	暴風雨	嵐により、中野村の寺社や家屋の倒壊、農作物に大きな被害を与えた。
1880 年　明治 13.10	暴風雨 津　波	暴風のため海岸では津波を起こし家屋の破損、流失が多く、損害は甚大であった。
1902 年　明治 35.9.28	暴風雨	
1910 年　明治 43.8.10	暴風雨	君津郡下で 66 名の犠牲者を数える。
1917 年　大正 6.9.30	暴風雨	死傷者 13 名、家屋の全半壊 406 を数える。
1921 年　大正 10.10.9	暴風雨 洪　水	小櫃川のはん濫など大災害を引き起こす。
1958 年　昭和 33.9.26	豪　雨 洪　水	22 号台風により連続降雨量 357.1 ㎜、当日降雨量 251.5 ㎜に達し、河川のはん濫による、橋梁の崩壊や道路、田畑の流失など甚大な被害を引き起こした。
1970 年　昭和 45.7.1	豪　雨 洪　水	家屋の全半壊、田畑の冠水、流失、道路・橋梁等への被害など大きな打撃を与えた。
2019 年　令和元.9.9	暴風雨	全壊 29 件、大規模半壊 33 件、半壊 178 件、一部損壊 4,317 件（同年 10.12 の東日本台風、10.25 の豪雨による被害を含む）

出典：君津市史

■千葉県に接近・上陸した台風（平成元年以降）

西 暦（和 暦） 台風番号、月日	状 況 等	主な観測記録
1989 年（平成元年） 第 13 号、8 月 6 日	房総半島の東側から銚子市付近に上陸後、さらに北上し日本海北部へ抜けた。	銚子：最大風速 北東 21.4m/秒 降水量 58.5mm 坂畑：日降水量 103mm
1989 年（平成元年） 第 22 号、9 月 20 日	日本の南岸沿いを東北東に進み、房総半島南部を通過し日本の東海上へ抜けた。	銚子：10 分間降水量 19.0mm 佐久間：最大 1 時間降水量 46mm 勝浦：最大瞬間風速 南 36.0m/秒
1990 年（平成２年） 第 20 号、9 月 30 日	和歌山県白浜町付近に上陸し、東海道沿岸を通り、千葉市付近に再上陸し日本の東海上へ抜けた。	千葉：最大瞬間風速 東南東 26.0m/秒 勝浦：最大 1 時間降水量 64.5mm 佐久間：日降水量 212mm
1992 年（平成４年） 第３号、7 月 1 日	沖縄近海から北東に進み、九十九里沿岸を通過し日本の東海上へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 北西 26.8m/秒 木更津：最大風速 13m/秒
1993 年（平成５年） 第 11 号、8 月 27 日	関東の南海上を北上し、九十九里沖から銚子半島を通過し、東北地方の東海上を北上した。	銚子：最大瞬間風速 東北東 30.4m/秒 館山：日降水量 139.0mm 横芝：最大 1 時間降水量 32mm
1995 年（平成７年） 第 12 号、9 月 17 日	日本の南海上を北北東に進み、房総半島沖を通過し三陸沖に抜けた。	銚子：最大瞬間風速 北北東 46.9m/秒 勝浦：日降水量 232.0mm
1996 年（平成８年） 第 5 号、7 月 10 日	関東の南海上を北上し、房総半島沖から三陸沖へ抜けた。	勝浦：日降水量 177.0mm 牛久：日降水量 196mm 茂原：日降水量 194mm
1996 年（平成８年） 第 17 号、9 月 22 日	日本の南海上を東北東に進み、銚子市の東約 80kmを北東に進み千島列島へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 北北西 51.9m/秒 木更津：最大風速 北北西 22m/秒 黒原：日降水量 365mm
1997 年（平成９年） 第 7 号、6 月 20 日	日本の南海上から紀伊半島東岸を通過し、愛知県に上陸、東日本・東北南部を通過し三陸沖へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 南南西 33.5m/秒 佐原：最大風速 南 12m/秒 坂畑：日降水量 85mm
1997 年（平成９年） 第 20 号、9 月 19 日	父島付近から伊豆諸島・房総半島沖を通過し日本の東海上へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 北北東 31.8m/秒 日降水量 39.0mm 勝浦：日降水量 36.0mm
1998 年（平成 10 年） 第５号、9 月 16 日	日本の南海上を北上し、御前崎付近に上陸、東海道・千葉県北西部を通過し東北地方東部から三陸沖へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 南南西 45.7m/秒 佐原：最大風速 西南西 17m/秒 我孫子：最大 1 時間降水量 41mm
2000 年（平成 12 年） 第３号、7 月 7 日	日本の南海上から房総半島沖を北上し日本の東海上へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 西 33.2m/秒 勝浦：最大 1 時間降水量 51.5mm 牛久：最大 1 時間降水量 49mm
2001 年（平成 13 年） 第 11 号、8 月 22 日	日本の南海上を北上し紀伊半島に上陸後、東海道沿岸を進み、千葉市付近に再上陸し三陸沖へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 南 25.2m/秒 千葉：最大風速 南南東 15.8m/秒 佐倉：最大 1 時間降水量 35mm
2001 年（平成 13 年） 第 15 号、9 月 11 日	日本の南海上を北上し、鎌倉市付近に上陸後、千葉県北西部を通過し日本の東海上へ抜けた。	銚子：最大瞬間風速 南 33.2m/秒 千葉：最大瞬間風速 南南東 34.3m/秒 佐原：日降水量 124mm
2002 年（平成 14 年） 第６号、7 月 10 日～11 日	日本の南海上を北東進し、台風の中心は 11 日 0 時半頃千葉県南部に上陸後、2 時過ぎに銚子市付近を通過、茨城県沖へ抜けた。	最大瞬間風速 銚子：西 36.3m/秒 千葉：西北西 32.4m/秒 館山：東 25.6m/秒
2002 年（平成 14 年） 第７号、7 月 16 日	日本の南岸を北東に進み 16 日 9 時過ぎに伊豆半島南部に上陸後、11 時前に房総半島南部に再上陸し、12 時過ぎに銚子市付近を通過、三陸沖へ抜けた。	最大瞬間風速 銚子：南東 28.4m/秒 千葉：北北西 23.5m/秒 館山：南東 25.1m/秒 勝浦：南南西 32.5m/秒
2002 年（平成 14 年） 第 13 号、8 月 18 日～20 日	18 日に東海道沖で進路を東北東に変え、本州の東海上を進んだ。20 日 9 時銚子市の東南東約 500kmの海上を東北東に進み東海上へ抜けた。	18 日～20 日までの総降水量 佐久間：130mm　茂原：110mm 牛久：110mm　　坂畑：105mm 木更津：101mm

西 暦（和 暦） 台風番号、月日	状 況 等	主な観測記録
2002 年（平成 14 年） 第 21 号、10 月 1 日	9 月 30 日に沖の鳥島付近から北上し 10 月 1 日 20 時頃には三浦半島を通過、20 時半頃に神奈川県川崎市付近に上陸後、千葉県北西部を通過し、東北地方の太平洋側を北上した。	最大瞬間風速 銚子：南 52.2m/秒 千葉：西南西 40.6m/秒 館山：東南東 38.9m/秒 勝浦：南西 50.5m/秒
2003 年（平成 15 年） 第 10 号、8 月 9 日	8 月 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後は、やや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進んだ。	最大瞬間風速 銚子：南南西 25.9m/秒 千葉：南南西 28.9m/秒 館山：南南西 24.6m/秒 勝浦：南南西 26.0m/秒
2003 年（平成 15 年） 第 15 号、9 月 21 日～22 日	9 月 20 日に九州の南海上をやや東よりに進み、21 日には進路を北寄りに変えて四国の南海上から関東の南海上を北東に進んだ。	最大瞬間風速 銚子：北北東 35.1m/秒 館山：北北東 30.5m/秒 21 日～22 日 12 時までの降水量 銚子：134mm　佐原：114mm 茂原：130mm　黒原：145mm
2004 年（平成 16 年） 第 22 号、10 月 9 日	10 月 8 日に沖の鳥島の西海上から向きを北北東に変え、9 日の 16 時頃に伊豆半島に上陸した。 その後、横須賀市、千葉市付近を北東に進み、9 日 20 時頃には鹿島灘の海上に進んだ。	9 日の日降水量 銚子：158.0mm千葉：127.0mm 館山：112.5mm勝浦：222.0mm
2004 年（平成 16 年） 第 23 号、10 月 20 日～21 日	10 月 20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、20 日 18 時頃に大阪府泉佐野市付近に再上陸した後、近畿・東海・関東甲信地方を横断し、千葉県北西部を通過し 21 日 03 時には銚子沖に進んだ。 この台風の上陸で平成 16 年の上陸数は 10 個目。	最大瞬間風速 銚子：南西 29.9m/秒 千葉：南 27.5m/秒 館山：南西 27.7m/秒 勝浦：南南西 30.9m/秒
2005 年（平成 17 年） 第 7 号、7 月 26 日	7 月 26 日 16 時、三宅島の南南西約 60kmの海上を北東へ進み、26 日 20 時過ぎに鴨川市付近へ上陸した。その後、千葉県の沿岸を北北東へ進み、22 時頃には銚子市付近を通過、27 日 0 時には茨城県水戸市の東約 80kmに達した。	最大瞬間風速 銚子：東南東 23.1m/秒 千葉：南東 18.5m/秒 館山：東南東 18.3m/秒 勝浦：南東 20.6m/秒
2005 年（平成 17 年） 第 11 号、8 月 25 日～26 日	20 日、日本の南海上に発生した台風第 11 号はゆっくりと北北西に進み、25 日午後 3 時、御前崎の南南西、約 140km付近に達し進路を北東に変え、夜には伊豆半島付近を通過し東京湾へ進んだ。26 日午前 4 時 30 分頃、千葉市付近へ上陸し、さらに北東へ進み午前 8 時頃には犬吠埼の北、約 50kmの海上に進んだ。	最大瞬間風速 銚子：南 39.6m/秒 千葉：北西 28.8m/秒 館山：南 37.3m/秒 勝浦：南南西 38.5m/秒
2011 年（平成 23 年） 第２号、9 月 2 日	日本の南海上を大型で強い台風第 12 号が北北西へゆっくり進み、県内では２日未明から台風の外側の発達した雨雲が断続的にかかり、激しい雨の降ったところがあった。また、強い風の吹いたところもあった。	銚子：南南東 15.2 m/秒 千葉：南南東 17.6 m/秒 館山：南東 17.7 m/秒 勝浦：南南東 13.1 m/秒
2011 年（平成 23 年） 第 15 号、9 月 21 日	奄美大島東方海上でほぼ停滞していた台風第 15 号は 20 日以降東北東進し徐々に速度を早めながら、21 日 14 時頃静岡県浜松市付近に上陸した。上陸後、速度をさらに早めながら北東進し、21 日 18 時頃県内に最も接近した。県内は 19 日午後から前線に向かって台風からの湿った空気が流入したため断続的に雨雲が発生し、21 日夕方には台風本体の発達した雨雲がかかり激しい雨の降った所があった。また、非常に強い風の吹いた所もあった。	最大瞬間風速 銚子：南南西 35.4m/秒 千葉：南南東 35.4m/秒 館山：南南西 32.1 m/秒 勝浦：南 32.5 m/秒
2012 年（平成 24 年） 第４号、6 月 19 日	台風第 4 号は 6 月 19 日 9 時に種子島の南東海上を通過し、次第に速度を速めながら北北東に進み、19 日 17 時過ぎに和歌山県南部に上陸した。上陸後、さらに速度を速め北東に進み、20 日未明に千葉県に最も接近し、暴風、高波となった。また、19 日夜から台風からの湿った空気が流入したため断続的に雨となり、さらに台風本体の発達した雨雲がかかり大雨となった。	最大瞬間風速 銚子：南南西 32.4m/秒 千葉：南南西 38.1m/秒 館山：南南西 29.7 m/秒 勝浦：南南西 29.5 m/秒
2014 年（平成 26 年） 第 18 号、10 月 25 日	9 月 13 日 3 時に小笠原諸島近海で発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、16 日 8 時前に暴風域を伴って愛知県豊橋市付近に上陸した。その後、台風は関東地方から東北地方を通過した。	最大瞬間風速 坂畑：南西 24.5m/秒 銚子：南南西 44.3m/秒 千葉：南南東 32.2m/秒 館山：南南西 37.0m/秒 勝浦：南南西 42.8m/秒

西 暦（和 暦） 台風番号、月日	状 況 等	主な観測記録
2019 年（令和元年） 第 15 号、9 月 9 日	台風第 15 号は勢力を保ったまま、伊豆諸島北部を北北東に進み、9 日 3 時前に三浦半島付近を通過し、9 日 3 時には強い台風となり、東京湾を北北東に進んだ。台風は 9 日 5 時前に千葉市付近に上陸後、千葉県から茨城県を北東に進み、関東の東の海上に進んだ。この台風は雲域が小さかったため、台風本体の接近時に風や雨が急激に強まる特徴があった。 9 月 8 日 10 時から 9 日 24 時までの総降水量は坂畑で 237.5 ミリを観測した。また、最大風速は千葉、成田で通年の極値を更新した。最大瞬間風速は千葉、木更津、館山で通年の極値を更新した。	最大瞬間風速 坂畑：南 33.6m/秒【観測史上 1 位】 銚子：南 40.4m/秒 千葉：南東 57.5m/秒【観測史上 1 位】 館山：南南西 48.8m/秒 勝浦：南南西 40.8m/秒
2019 年（令和元年） 第 19 号、10 月 12 日	台風第 19 号は、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。 10 月 10 日 00 時から 13 日 24 時までの総降水量は坂畑で 188.0 ミリを観測した。	最大瞬間風速 坂畑：南南西 27.5m/秒 銚子：南東 36.1m/秒 千葉：南南東 40.3m/秒 館山：南 33.9m/秒 勝浦：南南西 36.7m/秒
2023 年（令和 5 年） 第 13 号、9 月 8 日	9 月 5 日 21 時に日本の南で発生した台風第 13 号は、北北東に進み、8 日には東海道沖に進み、8 日 21 時には東海道沖で熱帯低気圧に変わった。 台風第 13 号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では 8 日昼前に線状降水帯が発生し昼過ぎにかけて猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が 11 回発表された。	最大瞬間風速 坂畑：東北東 11.5m/秒 銚子：東 22.4m/秒 千葉：北東 21.3m/秒 館山：北東 18.4m/秒 勝浦：東 21.6m/秒

資料：銚子地方気象台

■千葉県に災害をもたらした近年における顕著な事例（台風以外）

西 暦	和 暦	月 日	事例名称	状 況 等
1970 年	昭和 45 年	6 月 30 日 ～7 月 1 日	梅雨前線による豪雨	千葉県南部の大多喜町で 1 時間に 116㎜、総雨量 438㎜の大雨。がけ崩れ 17,300 箇所など千葉県最大級の大雨災害。
1990 年	平成 2 年	12 月 11 日	茂原竜巻	千葉県茂原市を中心に大被害。 藤田スケールで「F3」と推定された竜巻は日本最大級。
1999 年	平成 11 年	10 月 27 日	佐原豪雨	千葉県佐原市（現在の香取市）で 1 時間に 153㎜の記録的な大雨。 気象庁観測記録 1 位。
2000 年	平成 12 年	5 月 24 日	千葉県北部の降雹	千葉県北部でみかん大（佐倉市）からピンポン玉大の降雹（ひょう）。住家被害約 3 万戸、負傷者 130 人。
2019 年	令和元年	10 月 25 日	豪雨	低気圧の影響により、大雨による人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響があったほか、土砂災害、浸水害、洪水害が発生した。
2021 年	令和 3 年	6 月 30 日 ～7 月 4 日	令和３年７月１日からの大雨	6 月 30 日 0 時から 7 月 4 日 24 時までの総降水量が勝浦で 369.5㎜、木更津で 359.0㎜、舘山で 344.5㎜、銚子で 297.5㎜を観測するなど記録的な大雨となった。

資料：銚子地方気象台

※なお、近年、県内各地においては局地的な集中豪雨が頻繁に発生している。

第４節　地震・津波・風水害の想定

第１　地震被害想定

平成 19 年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H19）」という。）、平成 24 年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（H24）」という。）、平成 26・27 年度の「千葉県地震被害想定調査報告書」（略称、「県（H26・27）」という。）、令和３年度の「君津市防災アセスメント調査報告書」（略称、「市（R3）」という。）によると、本市周辺で想定される大規模地震及び地震発生時に予測される被害は以下のとおりである。

■想定地震

想定地震	君津市直下地震 （相模トラフ）	東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群地震	千葉県北西 部直下地震
モーメント マグニチュード	7.9	7.3	6.8	6.9	7.3
調査主体	市（H24）	市（H24）	県（H19）	県（H19）	県（H26・27） 市（R3）

（注）東京湾北部地震は、県（H19）を踏まえて市（H24）で、千葉県北西部地震は、県（H26・H27）を踏まえて市（R3）で、それぞれ詳細に調査した。

これらの想定地震の揺れは、君津市直下地震及び東京湾北部地震、千葉県北西部直下地震で最大震度６強、三浦半島断層群地震で６弱、千葉県東方沖地震では５強と予測されている。また、君津市直下地震では市内の全域が震度６弱以上と予測されている。

震度分布は、震源に近いほど揺れが大きくなるが、谷底平野が広がる市の中心部は、いずれの地震においても周囲より震度が大きくなる。

建物被害や人的被害は、君津市直下地震が最大で、東京湾北部地震がこれに次いで被害が多く、千葉県東方沖地震による被害は軽微である。

ライフラインの被害も君津市直下地震が最大となるが、上水道については東京湾北部地震が最も大きく、復旧に 20 日以上を要すると予測される。

避難者数は、千葉県東方沖地震を除いていずれも約１万人以上となり、君津市直下地震と東京湾北部地震では４万人を超えると予測される。

帰宅困難者数は、千葉県東方沖地震を含む全ての地震で１千人以上となり、千葉県北西部直下地震では約７千人、君津市直下地震及び東京湾北部地震では７千人を超えると予測される。

被害の分布は、揺れが大きく、人口が集中する市中心部に多く、次いで砂礫質大地が分布する小糸川及び小櫃川の流域で大きい。また、丘陵や山地の広がるその他の地域では、人口が少ないことなどから比較的被害は少ないと予測される。

※資料編　地震被害想定図

■予測被害量一覧

被害区分			君津市直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
調査者（調査年次）			市(H24)	市(H24)	県(H19)	県(H19)	市（R3）
人口（人）			89,139	89,139	90,977	90,977	82,273
建物棟数	計		51,307	51,307	40,959	40,959	34,518
	木造		42,151	42,151	28,276	28,276	29,019
	非木造		9,156	9,156	12,683	12,683	5,499
上水道導管・配水管延長			94km	94km	－	－	－
下水道汚水管・雨水管延長			367km	367km	－	－	－
建物全壊棟数原因別	計		3,500	2,897	3	255	881
	揺れ		3,257	2,658	0	229	858
	液状化		18	14	2	13	16
	急傾斜地崩壊等		225	225	1	14	7
火災	炎上出火件数		24	20	0	2	1
	焼失棟数	全壊建物を含む	786	642	0	37	70
		全壊建物を含まない	－	－	0	36	－
ライフライン被害	上水道	被害箇所数	105	139	－	－	－
		断水世帯数（直後）	28,504	31,479	－	－	－
		断水人口（直後）	－	－	－	－	49,683
		断水率（直後）	－	－	－	－	61.0%
	下水道	被害箇所数	16	15	－	－	－
		影響世帯数	1,729	1,544	－	－	－
		支障人口（直後）	－	－	－	－	2,602
		支障率（直後）	－	－	－	－	3.2%
	都市ガス	停止件数	11,102	11,102	－	－	7,949
		停止率	100%	100%	－	－	46.4%
	ＬＰガス	消費世帯数	21,928	21,928	21,928	21,928	22,038
		漏えい件数	1,340	1,727	0	274	2,106
	電力	電柱被害本数	14	11	－	－	－
		影響世帯数	6,070	4,983	－	－	30,565
	電話	電話柱被害本数	477	389	－	－	－

被害区分			君津市直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
ライフライン被害	橋梁被害	大規模	111	95	－	－	21
		中規模	141	155	－	－	37
		小規模	42	44	－	－	230
		軽　微	0	0	－	－	50
		無被害	0	0	－	－	－
	鉄道被害		43	47	－	－	30
人的被害	死者（人）	計	192	158	0	5	24
		建物被害	176	143	0	3	15
		火災	4	3	0	0	6
		急傾斜地崩壊等	12	12	0	1	0
		屋内収容物の転倒等	－	－	－	－	3
		ブロック塀等の転倒	－	－	0	1	0
		屋外落下物	0	0	0	0	－
	負傷者（人）	計	1,168	1,040	6	359	549
		建物被害	981	852	2	301	476
		火災	9	8	0	2	3
		急傾斜地崩壊等	149	150	1	12	0
		屋内収容物の転倒等	22	23	1	21	60
		ブロック塀等の転倒	－	－	3	23	10
		屋外落下物	7	7	0	0	－
	うち重傷者（人）	計	60	50	2	26	81
		建物被害	54	44	0	5	64
		火災	－	－	0	1	1
		急傾斜地崩壊等	－	－	0	6	0
		屋内収容物の転倒等	6	6	0	6	12
		ブロック塀等の転倒	－	－	1	9	4
		屋外落下物	0	0	0	0	－

被害区分			君津市直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群地震	千葉県北西部直下地震
避難者（人）	直後	合計	14,744	12,432	18	3,285	2,914
		建物	14,744	12,432	18	3,285	-
		断水	0	0	0	0	-
		エレベータ停止	0	0	0	0	-
	1日後	合計	42,504	42,800	43	25,406	2,914
		建物	14,744	12,432	18	3,285	-
		断水	27,718	30,321	0	22,063	-
		エレベータ停止	42	42	25	58	-
	4日後	合計	34,087	37,641	23	9,952	5、301
		建物	14,744	12,432	18	3,285	-
		断水	19,343	25,209	0	6,619	-
		エレベータ停止	0	0	5	48	-
	30日後	合計	14,744	12,432	18	3,285	13,162
		建物	14,744	12,432	18	3,285	-
		断水	0	0	0	0	-
		エレベータ停止	0	0	0	0	-
帰宅困難者（人）		合計	7,394	7,394	6,943	5,358	6,985
		県内市町村	5,615	5,615	5,164	3,656	-
		都内	1,453	1,453	1,453	1,453	-
		他県	326	326	326	249	-
滞留者（人）			29,674	29,674	-	-	4,441
救出者（人）		要救出者	1,906	1,555	-	-	163
		救出対象者	572	467	-	-	33
		必要救出所要時間	2,035	1,866	-	-	505
		最短救出所要時間	9	8	-	-	3
応急医療（人）		要転院患者数	71	75	-	-	46
		医療受給過不足量	-25	-99	-	-	-17
避難行動要支援者死者数（人）			-	-	0	1	-
自力脱出困難者数（人）			-	-	0	51	163
エレベータ閉じ込め台数			-	-	30	103	-
災害廃棄物発生量（万t）			-	-	0	3	-

（注）小数点以下の数値の端数処理により、内訳の数値の合計値と「合計欄」の数値が一致しない場合がある。
「-」は、情報がないことを示す。

第２　津波浸水想定

令和３年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市における津波被害は以下のとおりである。

なお、算出にあたっては、千葉県が作成した津波浸水予測図（H23 年度）及び津波浸水想定図（H30 年度）のデータ等を基に被害量を予測している。

■津波による被害棟数

被害	L1 想定		L2 想定	
	木造	非木造	木造	非木造
全壊	0	－	0	－
半壊	0	－	87	－
床上浸水	0	6	123	60
床下浸水	25	13	90	57
小計	25	19	300	117
計	44		417	

※L1：最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

※L2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。

第３　風水害の想定

１　被害想定

令和３年度の「君津市防災アセスメント調査」によると、本市の風水害発生時に予測される被害は以下のとおりである。

なお、算出にあたっては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のデータ等を基に被害量を予測している。

■予測被害一覧

被害区分		洪水	土砂災害
調査者（調査年次）		R3	
人口（人）		82,273	
建物棟数	計	7,432※	1,746※
	床下浸水	1,253	－
	床上浸水	6,023	－
	家屋倒壊	421	－
	急傾斜地	－	1,173
	土石流	－	705
避難者数	計	19,688	3,019
	立退き避難	4,057	3,019
	垂直避難可	15,631	

被害区分		洪水	土砂災害
上水道	被害人口数	1,242	－
下水道	被害人口数	6,974	－
電力	影響人口数	14,496	－
固定電話	影響人口数	14,372	－
都市ガス	影響人口数	6,109	－
ＬＰガス	影響人口数	4,082	－

※各項目の和から重複を除いた値であの和から重複を除いた値である。

■洪水浸水想定の条件

河 川 名	想定の前提となる降雨量
小糸川水系	想定最大規模の降雨（小糸川流域の 24 時間総雨量 660.4 ㎜）
小櫃川水系	想定最大規模の降雨（小櫃川流域の 24 時間総雨量 630.9 ㎜）

第５節　防災ビジョン

第１　計画の理念

本計画の目的は、災害に強い君津市とするために、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的な方向性を示し、計画的に防災施策を推進することである。

災害に対して安心して暮らせるまちとするためには、市民・地域・企業・行政が協働して進める防災対策が不可欠である。

こうした考え方に基づき、君津市地域防災計画の理念と基本目標を、以下のとおり定める

＜計画の理念＞

「協働による災害に強いまち　君津」

＜計画の基本目標＞

〇市民の命を守る防災対策を推進していく

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを基本に、特に、人命の安全確保を最優先にした防災対策を計画し、推進していく。

〇安全・安心を確保する減災対策を推進していく

災害時に、被害を最小限に抑えられるよう、最も重要な課題について限られた予算や資源を集中し、効果的な防災対策を推進していく。

〇自助・共助・公助により市の防災力を強化していく

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、被災者の救助・救命や避難生活の維持に地域の人たちの力が大きな力を果たしてきた。

このため、市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、市の防災力を強化していく。

具体的には、自主防災組織の機能強化や、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するほか、民間団体・企業との協定締結による連携強化をより一層進めることで、地域防災力の向上を図る。

〇要配慮者の視点に立った対策を推進していく

災害発生時において特に配慮が必要な人たち（要配慮者）の避難支援に当たって、地域と一体になった対策の強化に努めるとともに、大規模災害時の予防、応急対策に当たって、個別計画の策定や避難誘導等の安全対策の確立など、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

〇防災の現場における女性の参画拡大等に取り組んでいく

防災対策を見直すに当たって、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大等を一層推進し、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立った防災体制の確立を図る。

第２　計画の理念の実現のための重点施策

計画の理念の実現に向けて、特に次の施策に重点を置いて防災対策に取り組んでいく。

〇災害時における避難行動要支援者及び要配慮者の避難、救護に係る仕組みの整備・強化

・避難行動要支援者の避難支援に係る仕組みの整備・強化

・避難所の整備、福祉避難所の整備

○　震災対策として防災拠点、住宅、ライフライン等の耐震化の推進
・防災拠点の耐震性の確保
・住宅の耐震化の促進
・ライフラインの耐震性の確保

○　共助力を向上させる自主防災組織の充実・強化と組織化の推進

○　自助力を向上させる市民・企業への防災情報の提供、防災に対する知識の普及・防災教育、防災訓練の推進

○　帰宅困難者対策の推進
一時滞在場所の整備、災害時帰宅支援ステーションの充実

○　市内の防災特性を踏まえた防災まちづくりの推進
災害の防止と安全なまちづくりを推進するため、市域内の地形条件・社会条件等地域特性を踏まえた防災対策の推進

○　減災まちづくりの推進
防災地区の設定、防災拠点の整備（防災拠点施設・情報通信拠点・医療救護拠点・物資集積拠点・ボランティア拠点・避難拠点・備蓄倉庫・ヘリポート等）、防災空間の整備（防災空地、避難道路、公園・緑地等）

第３　災害対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

１　減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの災害に対しては、ハード整備に依存した防災対策には限界があり、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの災害に対しても、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

２　過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

市、ライフライン事業者の災害対応状況等の検証を行い、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

３　あらゆる可能性を配慮した最大クラスの災害を前提とした計画であること。

今後の災害対策は、過去に発生した災害像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。なお、大規模な災害では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。